

# 「きょうと食いく先生」認定制度の概要

## 1 目的

子ども達が食の大切さや食を支える農林水産業の重要性を学ぶ機会を増やすため、農林水産物の生産や調理・加工等のプロを「きょうと食いく先生」として認定し、学校等へ情報提供することにより、学校や保育所等地域で行う食農体験活動を支援する。

## 2 認定の要件（以下をすべて満たすこと）

- (1) 農林水産業者、料理人、食品加工技術者等であって、農林水産物の生産や調理・加工等に関する豊富な知識・経験を有する方
- (2) 学校等において農作業や調理等の体験指導の実績がある又は「きょうと食いく先生養成講座」を受講した方
- (3) 学校等において、営利を目的とせずに活動を行える方
- (4) 氏名・専門分野等の情報を公表することに同意いただける方
- (5) 京都府内に在住、又は勤務している方

## 3 募集方法等

<推薦> 推薦者・・・市町村、きょうと食育ネットワーク会員団体  
書類審査のみ

<公募> 府ホームページ等で募集  
書類審査＋面接

※ いずれも、推進会議（民間委員により構成）委員の意見を踏まえ、京都府が認定を行う。

## 4 認定期間

認定日から3年を経過した日の属する年度の年度末まで

## 5 食いく先生の活動内容

- (1) 専門分野、活動可能範囲等の情報を京都府に登録し、京都府ホームページ等で公表する。
- (2) 学校等の求めに応じて、内容や日程等を相談の上、農産物の栽培や調理・加工体験等、五感を使った食育の指導を行う。  
※ 体験活動に必要な資材費（種苗、肥料等）や食材費、食いく先生の旅費等は依頼者負担を原則とする。

## 6 京都府の役割

- (1) 情報交換や交流、研修会等の開催による、食いく先生のスキルアップ支援
- (2) 学校、保育園・幼稚園等への食いく先生登録内容の情報提供